

7建河計第474号
令和7年12月25日

国土交通省
関東地方整備局長 殿

東京都知事
(公印省略)

多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】（変更）（案）について（回答）

令和7年11月26日付、国関整河計第104号で照会のあった多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】（変更）（案）について、下記のとおり回答します。

記

東京都関係局及び関係市区町村からの意見等は別紙のとおりであるので、これらの事項について配慮されたい。

東京都及び関係区市町村の意見

・当計画に基づき、多摩川の本川整備を着実に進め、早期に治水安全度の向上を図られたい。多摩川水系の都管理河川の河川整備計画策定にあたっては、計画の整合を図るため、引き続き調整をお願いしたい。また、谷沢川などの支川合流部においては、水害リスク軽減のため、ハード、ソフト両面の対策について緊密な連携をお願いしたい。

(東京都建設局)

・多摩川水系河川整備計画について

東京の水道は、域内水源である多摩川を最大限に活用するという観点から、大正13年の村山上貯水池建設を手始めに、昭和2年に村山下貯水池、昭和9年に山口貯水池、昭和32年に小河内ダムを建設するなど、水源の多くを多摩川に確保してきた。

その後、昭和30年代以降の高度経済成長に伴う急激な水需要の増加に対応するため、域外である利根川水系等に水源を求めざるを得なくなり、群馬県等の水源県の協力のもと、現在では、東京都の水源全体の8割が利根川・荒川水系となったが、水源県の理解を得るためには、域内水源を最大限活用することが不可欠である。

また、利根川水系では、八ッ場ダムの完成により9ダム体制となった令和2年度以降も、令和5年度及び令和7年度には、貯水量の急激な低下に伴い取水制限が検討される事態となったことから、東京の水道にとって、多摩川水源の重要性は依然として高い状況にある。

このように、多摩川の水利用は、首都東京において根幹を成すことから、今回の整備計画変更についても、都の都市活動や都市生活に資するものとなるようにされたい。

・事前放流等に関する治水協定について

小河内ダムは水道専用ダムであるため、渇水時の利水への影響も考慮した柔軟な対応が求められているので、協定の運用にあたっては、引き続き国と都が連携を図れるようにされたい。

・河川整備の実施について

整備計画に基づく河川整備の実施にあたっては、当局の水道施設にも影響を及ぼす可能性があることから、事前に協議されたい。

(東京都水道局)

・本計画対象区間に位置する当局管理の樋門に関して、河道掘削等の影響により構造等の変更が生じる可能性があることから、整備状況に応じて協議をお願いいたします。

(東京都下水道局)

・多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】(変更)(案)について、全体として特段の異存はありませんが、多摩川中下流部において区民等による特定外来生物(ア

レチウリ)の自主的な駆除活動が行われていることから、P. 20「③多摩川中下流部(調布取水堰から大丸床止までの13k~32k)」について、「①多摩川河口部」と同様に、以下のとおり追記のご検討をお願いいたします。

<修正前>:一方、特定外来生物のオオブタクサ等や

<修正後>:一方、特定外来生物のアレチウリ・オオブタクサ等や

なお、多摩川の緊急用河川敷道路について、自転車・歩行者がより安全で快適に通行できるよう、砂利道となっている区間(二子橋付近から下流側)の舗装化について、「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載のあるユニバーサルデザインの観点からも、早期の実現が図られるよう要望します。

(世田谷区)

本市としても近年頻発・激甚化する台風、集中豪雨等の自然災害に備えるため、河川整備の安全性確保と治水機能の強化は極めて重要であると認識しており、当該変更案について異存はありません。

今回計画変更案に示されている堤防の嵩上げ・拡幅や河道掘削等による流下能力の向上については、治水安全度向上のため計画の着実かつ早期の推進を強く期待します。

なお、施工時における工事車両の通行、騒音・振動、土砂の搬出経路等については、地域との連携・情報共有を図りながら丁寧な対応を求めます。

(立川市)

1 河道掘削に関して

・浅川左岸 日野市石田~日野市上田及び浅川右岸 日野市落川~日野市新井 地区周辺については、今後、雨水管理総合計画にて、整備内容を定めていくが、内水浸水を発生させないため、引き続きご尽力の程、お願いいたします。

2 河川の整備の実施に関する事項に関して

・浅川左岸 日野市川辺堀ノ内594番地先(キロ杭 3K 上流部)において、上田用水の取水が現在出来ない状況となっております。用水の取り入れ口が復旧するようにご配慮をお願いいたします。

3 その他

・近年、サルやシカ、イノシシなどの獣害が増加し、河川に沿って移動することが多い状況のため、当該対策にも触れていただくようお願いいたします。

(日野市)

近年多発する豪雨により、多摩川上流部でも河岸の崩落が相次いでいるため、対策を講じる必要がある旨を記載願います。

(青梅市)

河道掘削について

河川敷は、貴重な散策、スポーツ、レクリエーションの場となっており、区で占用し多くの方々に利活用していただいている。河道掘削にあたっては、これらの占用区域を最大限確保していただきたい。

(大田区)

河 第 1509 号
令和7年12月25日

国土交通省
関東地方整備局長 様

神奈川県知事
(公印省略)

多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】(変更)(案)について(回答)

令和7年11月26日付け国関整河計第104号で照会のありました標記について、
別紙のとおり回答いたします。

問合せ先

県土整備局 河川下水道部 河港課

河川調査グループ 中川、宮田

TEL 045-210-6479

FAX 045-210-8897

1. 漁場への影響について

当該区間は、餌虫（えむし）漁業及びしじみ漁業の漁場となっているので、工事について漁業協同組合に説明することや、工事に伴う濁りなど漁場への悪影響が生じないようにすることなどの配慮をお願いします。

2. 文化財保護法 93 条に係る手続きについて

当該区間の二ヶ領宿河原堰東側の河道内には、埋蔵文化財包蔵地である「宿河原縄文時代低地遺跡」が所在しています。このため、当該地域において、工事等を行う場合は、神奈川県教育委員会に対して早期に情報提供をお願いします。

3. 河川整備計画で定める事項の説明

河川整備計画の目標や実施に関する事項や意見募集の際に寄せられた質問等に対する国の考え方などについて、住民の理解が得られるよう分かりやすく丁寧な説明をお願いします。

4. 関係機関協議

河川整備計画に位置付けた河川工事等を実施する際には、計画段階から早期に関係機関との協議調整をお願いします。

5. 関係自治体の施策との連携

「川崎市総合計画」や「川崎市新多摩川プラン」等の関係自治体の施策を推進するため、引き続き、関係自治体と密に連携して取り組んでいただくようお願いします。